

○蓮田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議長、副議長、委員長（常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長をいう。以下同じ。）及び議員の議員報酬及び費用弁償等に関する事項を定めることを目的とする。

(議員報酬)

第 2 条 議長、副議長、委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 420,000円
- (2) 副議長 月額 365,000円
- (3) 委員長 月額 355,000円
- (4) 議員 月額 345,000円

第 3 条 議長、副議長及び委員長には選挙されたその日から、議員には職についたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長、委員長及び議員がその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。

第 4 条 議員報酬の支給日は、毎月その末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。ただし、12月については市長が別に定める日とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあっては、その際に支給することができる。

(期末手当)

第 5 条 議長、副議長、委員長及び議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。）し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が

終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 6 箇月 100分の100

（2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

（3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

（4） 3 箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、蓮田市職員の給与に関する条例（昭和31年蓮田市条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議長、副議長、委員長及び議員が公務のため旅行したときの旅費は、別表に定めるもののほか、費用弁償として蓮田市職員の旅費に関する条例（昭和31年蓮田市条例第8号）の適用を受ける職員の例により支給する。